

4つの新しい事業が加わって
これまでのサービスがさらに充実！
お気軽にご相談・ご利用ください

高齢者のための福祉サービス

市では、高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者が増加していることから、今年度新たに、緊急通報サービス、権利擁護事業支援、地域ささえあい活動支援、要介護高齢者介護手当の4つの事業を開始します。そして、利用者が自らサービスを選択できる仕組みと、できる限り住み慣れた地域やご自宅で安心して生活できる環境を整備し、さらに安定したサービスが提供できるように努めていきます。

◆ひとり暮らし高齢者の日常生活を支援

住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくるために

NEW

緊急通報サービス

(安心サポート)事業

ひとり暮らしの方などの緊急時に対応するため、ボタンを押すだけで、事業者を經由して消防署や緊急通報協力量へ連絡するサービスです。定期的に安否を確認し、相談にも応じています。また、ひとりで暮らすことによる精神的な不安感を解消するため、緊急通報サービスには該当しないひとり暮らしの方でも、月額料を全額負担すれば、サービスが利用できます。さらに利用者には、社会福祉協議会が中心となって見守り活動などを行いながら、地域で支えあ

う仕組みづくりを推進します。

対象市内在住で、次のいずれかに該当する方 慢性的な病気などのために、日常生活で注意を要する65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯または家族の就労などの理由でひとりである時間が多い方
75歳以上のみの世帯 費用利用世帯の市民税の課税状況に応じて、月額料の1割または2割を負担。ただし、月額2千円を上限とし、限度額を超えた分は利用者の負担。生活保護世帯は免除

NEW

権利擁護事業の利用を支援
福祉サービス利用の観点か



写真はイメージ

自治会館や集会所を利用して
地域ではさまざまな活動が行われています

ら、ひとり暮らし高齢者の日常生活を支援するため、社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業、または将来的に判断能力が不十分となったときに備えるための任意後見制度に要する費用を助成します。
福祉サービス利用援助事業利用助成/対象市内在住で、65歳以上のひとり暮らしで、市民税が非課税の方 助成額福祉サービス利用援助事業の利用料(月2回分まで)
任意後見制度利用助成/対象福祉サービス利用援助事業利用助成の対象者で、任意後見制度の手続きをする方 助成額任意後見契約に必要な公正証書作成費用(2万円を限度)

NEW

成年後見制度の利用を支援
重度の痴呆症などで日常生活で成年後見制度の利用が必要な状況にも関わらず、経済的な理由から制度の利用が困難な方に費用を助成します。
対象重度の痴呆症などで、判断能力が不十分な身寄りのない65歳以上の方

地域ささえあい活動を支援
(平成16年度中に開始予定)
ひとり暮らし高齢者を対象として地域で行われているさまざまな活動を支援するために、運営費の一部を助成します。詳しくは、広報紙や公式ホームページでお知らせします。

日常生活用具の給付など
安定した日常生活を送るため、次の用具を給付します。

用具の種類	対象
ふとん乾燥機	身体機能の低下などで寝具類を干すことが困難な方
火災警報器	身体機能の低下などにより防火への配慮が必要な方
自動消火器	
電磁調理器	
福祉電話	ひとり暮らしで低所得の方

費用生計中心者の所得税額で
0円から全額負担(7段階)

ほかにもこのようなサービスがご利用いただけます

安心で快適な毎日のために
生活支援サービス

●紙おむつの給付

在宅の要介護高齢者に、排泄介助に必要な紙おむつを給付します。ただし、施設を利用している方や医療機関に入院している方は対象外です。対象要介護か要支援の認定を受けている方 費用原則として給付額の1割を負担(限度額は7千円)

●訪問理・美容サービス利用助成

寝たきりなどで理・美容店へ行くことが困難な方のためのサービスです。理容師や美容師が自宅を訪問して髪のカットや顔そりなどを行う際の費用の一部を助成します。対象要介護の認定を受けている寝たきりの方 助成額訪問に要する経費(限度額は2千円) 利用回数申請した月に応じて年間2~6回

●配食サービス

栄養バランスの良い弁当を昼食時に自宅までお届けします。利用者の安否確認も行います。日時月~金曜日の希望する日 対象食事の支度が困難な方 費用1食400円

●寝具乾燥消毒サービス

寝具類を清潔に保つために訪問します。回数▶乾燥消毒...月2回▶水洗い...年1回 対象身体機能の低下などで寝具類を干すことが困難な方 費用生計中心者の所得税額に応じて1千100円以内(水洗いは2千200円以内)

介護保険の対象ではない方のために
自立支援・介護予防サービス

●生活援助員などの派遣

買い物、洗濯、掃除、調理などを援助します。対象65歳以上で心身の状況により日常生活に支障がある方 費用1時間当たり210円以内

●生きがいデイサービス(健康診断書が必要)

日常動作訓練、給食などを提供します。対象65歳以上で心身の状況などにより日常生活に支障がある方 費用1日900円

●生活支援ショートステイ(健康診断書が必要)

自宅での生活が困難な場合、7日間程度まで老人ホームで日常生活の支援や指導を行います。対象65歳以上で入院治療の必要がない方で、日常生活に支障がある方 費用▶軽費老人ホーム、養護老人ホーム...1日当たり1千730円▶特別養護老人ホーム...1日当たり2千250円

●住宅改修費の助成(事前の相談、審査が必要)

介護予防のため、自宅内の手すりの取り付けなどの改修を行う場合、その費用を助成します。対象介護保険の給付を受けていない65歳以上の方 助成額改修費用の2分の1(限度額10万円)

●介護予防教室の開催

要介護状態への進行を予防するために開催しています。詳しくは、広報紙や公式ホームページでお知らせします。



高齢者福祉課 総合相談窓口へ
お気軽にご相談ください

NEW
要介護高齢者を介護する方へ
手当を支給
対象市内在住で、次のいずれにも該当する方を在宅で介護する、市民税が非課税世帯の方 市内在住の65歳以上で、要介護4か5の認定を受けている 3か月以上継続して病院などに入院していない
在宅心身障害者福祉手当を受けていない 痴呆性高齢者グループホーム、有料老人ホームを利用していない
特別養護老人ホームなどに入所していない 助成額月額5千円 平成17年度から、重

◆家族の介護をしている方を支援

身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るために

の要介護高齢者で過去1年間に居宅介護サービスを受けていない方を在宅で介護する場合、年額4万円の家族介護慰労金を支給します。ただし、福祉用具の貸与とショートステイの利用はサービスに含みません

徘徊高齢者

徘徊情報サービス利用助成

徘徊する高齢者の早期発見と保護のため、市が指定する事業者の位置情報サービスを利用する際、費用を助成します。対象痴呆症状により徘徊癖のある65歳以上の方を在宅で介護する方 助成額初期費用1万円以内(付属品代含む)

家族介護者教室の開催

市内12か所の在宅介護支援センターに委託して、家族介護者教室を開催しています。詳しくは、広報紙や公式ホームページでお知らせします。

問合せ高齢者福祉課へ

内線1573